

次田土木局長を送る

路 政 僧

政友會内閣成つて内務官吏の大異動が行はれた、其のこの可否は別として、内閣交迭毎に行はれる人騒がせである、我が畏敬する内務省土木局長、本會常務理事次田大三郎氏が休職と爲つて、吾々と袂を別たなければならぬことと爲つたのは、情に於て忍ぶことが出来ないと同時に、我が路政の爲に寔に遺憾に堪へない。

氏が茨城縣知事から内務省土木局長の任に就かれたのは、隨か大正十四年の九月であつたと記憶する、社會局部長から茨城縣に氏を送つたとき、氏の如き人物を内務本省に置かないで地方長官たらしむるのは、内務省の爲に惜しむべきであるとは、省内一般の批評であつた、此一般の要求が容れられて再び氏を内務省に迎へたときは、自他相共に喜

んだのであつた、當時氏の赴任を上野驛に迎へた僧は、我が路政の伸展之より期して待つべしと、深い喜に耽つたのであつた、蓋し内務書記官時代に道路課長であつた氏を、局に長として迎へたからである、併し今は其の希望も空しくなつた、僅か一年有半にして袂別せなければならぬのは如何にも残念である。

在職一年有半、短いとは言へ、夫れでも五十二回の兩帝國議會に遭遇し、緊縮政策の内閣の下に於て尙土木行政に相當の成績を收めた、靜岡縣の狩野川やら宮崎縣の大淀川、栃木茨城の鬼怒川岡山の旭川やら福井の北川が、政府に於て改修することに爲つたのも、横濱港の第二次擴張やら名古屋築港の助勢が確定したのも氏の功績である、土木

事業が往々政黨擴張策に利用せられ、從て之が採擇は所謂高等政策に出るものゝやうに感ぜられ、其の事業の確立に盡力した者の功績は高等政策と言ふ名に隠れてしまふのであるが、夫れを選擧する事務の實際は、高等政策的に理を秘して、專制的王者の斷定的行爲のやうに簡單に行くべきものでは無い、改修する河川を選擧し修築する港灣を選ぶにしても、他の河川や港灣との關係を比較考慮して、何人が觀ても其の選擇を以て公平とするものでなければならぬ、そこが事務官の苦心の存する所で、此所謂御膳立てが人の知らない苦心を伴ふのである、夫れも積極政策を探る時代ならば幾分樂な所もあるのであるが、本モノの大藏大臣以上に財政の緊縮を高調する濱口内相の下に在つて、積極的事業を計畫する程困難なことは無かつたのであるが、氏が之を成し遂げたことに於て其の功績を推賞し、其の苦心に對し滿腔の謝意を表する所以である。

我が路政に就ては河川や港灣のやうに、氏の盡した功勞の結果は顯著でない、併しながら夫れであつて、實際は河

川や港灣に盡したよりは一層の勞苦を煩したのである、道路改良費豫算が不十分であつて、之を増額して道路改良の促進に盡すことは、歴代の局長が人知れず苦心する所であるが、緊縮政策の下では豫算を増額するどころか、地方に對し道路の改良を奨励することさへも禁じられてゐたのであつて手も足も出なかつたのである、そこへ氏が案出したのは地方開發道路の助勢案であつた、財政を緊縮しなければならぬ根源は、畢竟するに地方産業が萎微振はないからである、之を進展せしむるにはどうしても地方を開發することを目的とする道路を改良せなければならぬ、其の事業は形式に於て積極的政策の様であるが、其の實質に於ては之に依つて財政緊縮を必要とする禍根を艾除する、ことを得るのであつて、政府の財政々策に反するもので無いのは勿論、其の精神の實を擧ぐべき唯一の方法であると言ふので重要な府縣道二千里を改良する爲に、國庫補助政策を確立せむとしたのであつたが、不幸濱口内相の容るゝ所と爲らなくて、暗から暗へ葬り去られたのであつた、當時氏は如

何に理義を説明しても、大臣をして賛成せしむる事が出来なかつた事は自分の不徳であるが、若し僕をして往時の政

友會全盛時代に於ける土木局長たらしめたならば、目的を達したに違ひないと、腕懸者に不平を漏したさうである。

道路改良事業の實現が、内閣の方針上不可能であることを看破した氏は、所

謂動的道路の改良、即ち道路交通政策の確立に志し、第一着に乗合自動車政策を確立せむとしたのであつた。公衆の

日常生活に密接關係を有する乗合自動車の如きものを私人の自由施設に放任し、私人をして獨占的に其の利益を貪らしむることは許すべきでない、

國家は之に干渉して適當な賃率政策を實行し、道路費用に對する負擔の均衡を維持する必要があるばかりでなく、鐵道軌道と乗合自動車との關係を考慮して、不經濟的な

競争を防止し、競争から生ずる交通上の危険を未然に防ぎ、兩者の共存共榮を策するの必要があると言ふのが氏の



意見であつた、之が爲に乗合自動車法案を立案して世に問ふ所があつたが、此政策の一片を京濱阪神兩國道上に於ける乗合自動車許可處分に止めたゞけで、まだ實現の域に達しないが、尠くとも氏の意見に依つて、動的交通に對する方針を確立する機運を促進するに至つたのである。

更に自動車道法案を造つて、自動車の交通上に於ける效用を増進せむと企圖したのであつた、現に東京日光間やら東京大宮間に自動車専用道路の出願を見るに至つたのも、世上が氏の此企圖に賛成したことの表兆であると言つて可い、何れ此法案は來るべき議會に提案さるゝであろうが、之が基礎的方針は氏の樹立した所のものに負ふことが多大である、此の如く氏が道路行政に關しては格別の苦心と研究とを傾注したに拘はらず、氏の在官中に其の企圖が實現されなかつたのは甚だ遺憾である、借すに尙一年の在職を以てしたならば必ずや其の企圖は理想通りに實現されて、我が路政は爲に一新局面を呈したのであらう、吾人路政に關係する者の氏の休職を惜むのは蓋し無理で無かるう。

數年來屢提案して議會を通過しなかつた土地收用法の改正も、遂に氏の手に依つて完成されたのである、土地收用の場合に於て従來保護されてゐなかつた建物の賃借人を、如何なる程度にまで権利者として保護し、其の權利を救済すべきかと言ふ點に於て、世評が八ヶ間敷かつたのであつたが、氏は比較的無産者である賃借人が有してゐる賃借權も、經濟上に於て所有權と區別して特別扱を爲すべきもので無い、之を今日まで見捨て、來たのが間違であつて、從來の制限主義も不合理であると言つて、遂に無制限主義の下に改正法を成立せしめたのである、其の外從來青年技術官の多くが要求して已まなかつた、土木技師優遇論も遂に其の聲に聞いて土木部長制度を確立した、技術官を以て土木局長に充つることが出来る制度の改正に就ても、青年技術官連の言ふ所を詳に聴取して、言ふ所に世の非難を受ける嫌のある點に就ては、一々反駁して再考すべき諸點を指示した所などは、氏の人格の然らしむる所であつて、青年技術官が氏の留任運動を試ると言ふ程に喜んだのも無理は

い、併し其の運動は土木局長に戀々たらざる氏にとつては非常な迷惑を來すことが判つて、留任運動を見なかつたのは氏にとつても幸であつたであらう。

内閣が交迭する毎に、事務官である本省の局長やら地方長官を異動せしむることは、我が歴代内閣の爲し來つた所であつて、政友會内閣が今回之を實行したことも慣習上強ち咎むべきで無いにしても、無暗に異動せしむることが行政上適當であるかを考へなければならぬ、現内閣も前内閣と同様に政務官を設置して政務と事務を區別し、假令其の區別の限界が曖昧であるにしても、兎に角政務官と事務官の區別を立て、ゐる以上は、事務官は飽く迄も事務官として遇さなければならぬ、若し政變のある毎に事務官の餞首異動を行ふものとすれば、政務官事務官の別を立てた根本義を失ふのである、唯だ夫ればかりで無く事務官の位地は著しく不安と爲つて、全力を傾注して事務の研究調査に力めない結果を招き、所謂事務に熟練した事務官を失ふことと爲るのである、若し事務官が其の位地擁護の爲に政黨者

流に阿諛迎合することゝも爲つたならば政治の公平、殊に地方自治の公正は得て望むことが出來ないのである、此自明な不利益をも尙忍んで積極的に不都合ある場合に於て始めて誠首異動を行ふ合理的理由があると言ひ得るのである、我が次田局長が果して如何なる點に於て休職に附せらるゝ理由があつたのであらうか。

氏は明治四十二年東京帝大政治科の出身であつて、堀切復興局長官やら河原田社會局部長等と同年輩で齡漸く不惑を出たばかりで、言はゞ男盛りの時代である、其の經歷に就て見ても大學卒業と同時に茨城縣試補として官界の人と爲り、石川兵庫の理事官を経て大正四年内務書記官と爲り、内務監察官社會局部長と言ふ調子で政友會内閣時代に榮進し、大正十三年茨城縣知事に轉じ土木局長と爲つたのであつて、學歷と其の事務的經歷に於て、事務官たる局長としての要件には滿ち溢るゝことがあつても缺くる所が無い筈である、況んや其の手腕に至つては一年有半に於ける土木局長としての功績に徴して餘りに明白である。

或は氏の休職は、氏が自己の保持する主義に専らなることが禍を爲したのであるとの批評もあるが、自信ある主義の貫徹に専らなことは寧ろ推賞すべきであつて、此爲に氏を排すべきでない、往年内務書記官として道路課長時代に

時の土木局長小橋一太が、道路を國の營造物とする主義を以て道路法の立案を氏に命令したことがある、其の命令を受けた氏は一考した、道路の費用を公共團體が負擔し、其の管理權を公共團體の代表者に所管せしむる位なら、道路は公共團體の營造物として立法するのが正當であつて、國の營造物とする根據は少しも見當らない、内務省は自治權の尊重を説きながら、一方に其の事務を縮小するやうな思想は全然間違つてゐると言つて、いつかな立案に着手しない、遂に地方自治の尊重を高調する地方局市町村課長に榮轉せしめられたと言ふ逸話もある位である、或は自己の主義の爲に命令に服従しない豫想の爲に休職を命じたものとするれば、その前提に何等かの命令があつて夫れに服従しなかつた事實の存在を必要とするのに、その事例が無くして

休職とすれば慥に人事行政に誤が存してゐる、若し豫斷を以て人の性行手腕を量定したのであつたならば、這般の異動に小橋一太のやうな雅量ある士が無かつたことを惜むのである。

或は氏の態度が政黨者流に歡迎されない爲であると言ふ説もある、寡言であつて愛嬌が無い點は、或は評者の言が當つてゐるかも知れない、併しながら多辯で巧言令色が政黨者流に歡迎さるゝものと限つた譯でも無からう、或は茨城縣時代に例の高柳事件の檢舉を準備したことが、今の海軍省内田政務次官の御機嫌を損じたとか、土木局長時代に政友會系統に屬する會社を壓迫した酬であるとか噂する者がある、果たして夫れが事實であつたならば、夫れに對して正當の處分を爲すべきが當然であつて、法規違反の事實があつても之を不問に附し、内閣を組織する政黨に屬する會社の爲めには不公平な處分も爲さなければ、官吏たるを得ないとすれば吾人は喜んで休職を迎へるのである。此く證議して來ると次田氏休職の合理的理由を發見する事が出

來ない、若し理由不明の下に人事行政が行はれ、職務上當然爲すべき事を爲したが爲に、夫れが政黨的色彩を以て判斷さるゝことゝ爲つたならば、何事も爲さるゝに如かない、苟も官の祿を喰むもの其の責を果たすが爲には國法の執行を公正十全ならしめねばならぬ、夫れが責務である、其の責務を盡したにも抱はらず尙之を咎めて處分するに在りとすれば従容讒首の處分を受くる固より本懐である。併しながら次田氏個人としては本懐であるにしても、這般の大交迭處分が事務官の政黨化を助長したのは我が國政執行上遺憾に堪へない。

這般の地方長官の交迭に方つては獵官運動が熾烈であつた、憲政會内閣に依つて讒首された者が、其の反對黨内閣の成立に依つて復活運動をするのは咎むべきで無いにしても、現に官吏である者が、讒首の内定を探つて留任運動に奔走するのは醜の醜なものである、妻やら親族の縁故を辿つたり、今更ながら輦黨の關係を吹聴して、見識られた首を繋ぐとするのは、見さけ果てた男子の行動である、我

が次田氏が休職の新聞辭令を傳へながらも、日常のやうに平靜であつたことは氏の本心を發露したものであつて、吾人の快とする所である。

氏は此種の醜運動を觀て今の地方長官に一人の淵淵明の無いのを悲しんだ、蓋し吾人も亦同惑である、いかに物質的要求の盛な現代であるにしても、吾不能爲五斗米折腰の氣慨が無く、暮夜竊に權門に叩頭して壽命の永からむことを祈る、何と言ふ醜態であらうか、苟も男子として主義の下に活動するの確信あらば休職讒首も亦意とするに足らないであらう。

氏は多藝多能の人、乗馬撞球圍碁將棋は其の最も得意とする所、いつ浪人に爲つても遊ぶに困る心配は無いとは、氏が常に口にしたところである、希くば自愛して捲土重來更に時機の到るを待たれむことを祈つて已まない、茲に我が路政の爲に盡された功績に對し深甚の敬意を表す。